

第二部 事例研究

はじめに

最近の少年非行の現況を概観してみる。

非行少年等の補導状況は、刑法犯少年において、戦後第3のピークを示した昭和58年以降昭和63年まで高原状態を続けた後、平成7年まで減少傾向を示していたが、平成8年から増加に転じ、平成10年に全国で検挙された刑法犯少年は15万7,385人で、平成9年に比べ4,560人(3.0%)増加し、2年連続で15万人の大台を越えるなど、戦後第4のピークへの上昇期を示している。

憂慮すべき状況は、少年非行の質的な面においてもみられる。まずは、凶悪犯罪、なかでも殺人(含む未遂)や強盗殺人(含む未遂)、傷害致死などの「人を死に至らしめる犯罪」の増加である。これらの罪種で平成10年中に全国で検挙された少年は、284人で前年に比べ111人(64.2%)増加し、この3罪種の検挙人員の統計を取り始めた昭和47年以降の最悪を記録した。特に、平成10年1月に栃木県黒磯市の中学校内で発生した中学1年生男子のナイフ使用による女性教師刺殺事件をはじめとして、少年によるナイフ使用の凶悪事件が相次いだ。こうした少年に対し、新聞やテレビ等マスコミをはじめ多くの場で「キレる少年」という言葉が使用されるようになり、少年達もイライラなどが高じてくると「キレた」という言葉を頻繁に用いるようになった。また、少年による覚せい剤等薬物乱用についても憂慮される。平成10年中に覚せい剤取締法違反で検挙された少年は、1,069人で前年に比べ527人(33.0%)減少したが、平成7年以来4年連続して千人を超えているなど、決して安心できない状況が続いている。

こうした深刻化している少年非行の現況を鑑み、本研究では、少年非行を抑止すると考えられる規範意識の実態と形成要因についての分析を試みている。第1部では、質問紙による調査結果を報告した。第2部では、最近発生した少年事件の8つの実例を題材として、少年非行と規範意識との関連について検討していきたいと考えている。

ただ、少年事件のそれぞれについて詳細に記述することは秘密の遵守に支障があるため、抽象的あるいはあいまいな表現になっていることを予めお断りしておく。

* 一線部分は、「平成10年中における少年の補導及び保護の概況」(警察庁生活安全局少年課)から引用及び抜粋した

第1章 事例研究の概要

1 方法

それぞれの少年事件について、主に事件を担当した警察職員との聞き取り面接により情報を収集し、次の3項目について分析した。

- 1 少年の属性に関すること
 - 1) 事件発生前の問題行動の経験
 - 2) 家庭の状況
 - 3) 学校(職場)生活及び友人関係
- 2 事件の原因・背景
 - 1) 直接の動機
 - 2) 原因となった背景
- 3 当該少年の規範意識
 - 1) 規範意識の有無
 - 2) 規範意識の形成要因

2 調査対象事件

事例研究として調査した事件は、以下の事件1～事件8に示す8事件であり、調査の対象とした少年は上記事件を起こした11名である。身分別は表5に示した。

表4 調査対象少年の身分別

	男子	女子	計
中学生	6	2	8
高校生		2	2
有職	1		1
計	7	4	11

なお、事件1～事件8は、朝日新聞等の記事から抜粋、あるいは、要約したものである。

事例1 女子高校生による覚せい剤乱用事件

H市内の女子高校生らに覚せい剤を売りさばっていたとして、S警察署は、ブラジル人の容疑者を逮捕。覚せい剤を購入、使用していたとして高校生3人を含むH市内の17・18歳の少年4人（うち女子2人）覚せい剤取締法違反（使用）の疑いで逮捕した。このうち高校生の女子2人は「援助交際」と呼ばれる売春行為で覚せい剤の購入資金を稼いでいた。

女子高生の2人はダイエットのために覚せい剤を始め、自宅や駅、時には校内で乱用していたという。さらに「覚せい剤を打ちたいときにはいつでも打っていた」といい、テレホンクラブで知り合った男性と「援助交際」しては1回につき2～3万円を受け取り、覚せい剤を購入していた。

事例2 中1男子による女子教師刺殺事件

K市の市立中学校の校内で、中学1年生の男子生徒が休み時間にK教諭（女性）を刃物で刺した。K教諭は救急車で市内の病院に運ばれたが、約十センチのナイフで数カ所を刺され死亡した。

この生徒は3時限目の英語の授業が始まる前、同じクラスの男子と一緒に保健室に行き、「頭が痛い。具合が悪い。」と訴えた。授業を休むほどのことではないという養護教諭の判断で、3時限目が始まって約5分後に男子生徒らに授業にできるよう指示した。男子生徒がトイレに立ち寄ったあと、3時限目の授業開始から10分遅れて教室に戻った際、K教諭が注意。授業終了後、K教諭が男子生徒を呼び出し、「トイレに行くなら、先生に言ってからいきなさい」などと再び注意したところ、男子生徒は「ふざけんじゃねえ」と言って、ナイフで刺したという。警察の調べに対し男子生徒は、「最初は（K教諭の注意を）聞いていたが、だんだん腹立たしくなった。」と話しているという。

凶器のナイフは折りたたみ式で、2～3週間前に市内で買い、格好いいのでいつも持ち歩いていたという。

事例3 中1男子による同学年男子生徒刺殺事件

S市内の市立中学校で、1年生のK君が、別のクラスの男子生徒に持っていた折り畳み式ナイフ（刃渡り約8cm）で左胸や腹などを数カ所刺された。K君は市内の病院に運ばれたが大量の出血をしており、まもなく死亡した。

H署や同校の調べでは、1時間目が終わった休み時間にK君が男子生徒の教室に行き、ふざけていたところ、この生徒が注意したことからトラブルになったという。ナイフは刺した生徒がもっていたもので、心臓を貫いていた。

同校では県教育委の指導に基づき、無記名でナイフを持っているかどうかの調査を実施し、約3%が所持していることが分かったため、指導を強めていた。同校の教頭は「けがをさせた生徒に、以前から問題があったとは聞いていない。T県の女子教師の事件後、学校にナイフを持ってこないよう指導していたが、所持品検査などは行っていなかった」と話している。

事例4 女子中学生による傷害致死事件

M市の市営団地に住む無職Hさんは、胸の骨が折れるなどして室内で死亡。現場近くにいた14歳と15歳の女子中学生2人がHさんに暴行したことを認めたことから、M署は傷害致死の疑いで2人を逮捕した。同署の調べでは二人は市内の別々の公立中学校に通う三年生で、小学校時代の同級生。「貸していた金を払わないので腹が立ち、素手で殴ったり蹴ったりした。」などと話している。中学生は以前からHさんと顔見知りでひんぱんに金の貸し借りをしていたという。一人がHさんに数千円を貸していて、返済を求めて一人でHさん方を訪れた、と供述しているという。現金を引き出すためHさんはこの生徒と一緒にタクシーで銀行に向かい、途中でもう一人の生徒を乗せたが、通帳をもっていないことに気づき、団地に戻ったという。しばらくして、2人が「おじいちゃんの様子がおかしいので見てほしい」と、外で待っていたタクシーの運転手に助けを求めた。

近所の人のお話では、Hさんは写真を撮るのが趣味で、部屋には小中学生がよく出入りをしてきたという。

生徒の一人が通う中学校の校長は「うちの生徒のようだが、まだ半信半疑だ。問題のない普通の生徒で、まさに青天のへきれきだ」と話している。

事例5 中2男子による友人の父親撲殺事件

Y市でTさんが頭から血を流して死んでいるのが見つかり、Y署は「人を殺した」と出頭してきた市内に住む中学2年生A男を殺人の疑いで逮捕した。調べに対しA男は「今まで優しくしてくれたのに、最近冷たくなかったので殺した」と話している。A男は未明にTさん宅に侵入し、一階の居間で寝ていたTさんの頭を鈍器で殴り殺害した疑い。現場近くの池に凶器の鈍器を捨てたと供述し、署員が周辺を調べたところ、鈍器が見つかった。

男子生徒はTさんの長男Bの同級生で学校を休みがちだったという。Tさん宅によく遊びにきて、泊まっていくこともあったという。

その後、Tさんの長男Bも、父親を殺した共犯であることが判明し逮捕された。

事例6 中3男子による女子中学生刺傷事件

D市立D中学校の体育館の入口で、2年生の女子生徒が3年生の男子生徒に果物ナイフで刺され、重傷を負った。女子生徒は胸や背中を5カ所刺され、左肺の傷は肺に達していたものの意識はあるという。

男子生徒は調べに対し、「受験でいらいらして、楽しそうな人を見ると腹がたった。(刺す相手は)誰でもよかった」などと供述している。事件が起きたのは、2時間目と3時間目の休み時間中。女子生徒が体育の授業のため、友人と少し遅れて体育館に入ろうとした際、後ろから追いかけてきた男子生徒が、一番後ろにいた女子生徒の肩を押さえて背中を刺した後、馬乗りになってさらに右胸を刺した。近くにいた体育の教諭が止めに入ったという。

男子生徒は「ナイフは1ヶ月ほど前に市内のスーパーで買った」という。最近は学校を休みがちだった。

事例7 有職男子による主婦、幼児殺人事件

M市の社宅アパートで主婦（23歳）と長女（1歳）が絞殺されて見つかった事件で、M署の捜査本部は同市内に住む会社員の少年（18歳）を母子二人に対する殺人の疑いで逮捕した。

少年はアパート4階の会社員の部屋に侵入し、妻と長女の首を絞めて殺害した疑い。主婦の遺体は六畳居間の押入の中で見つかり、粘着テープで口をふさがれ両手を前で縛られていた。上の天袋の中で見つかった長女の遺体には、ひもが巻き付けられていた。現場には外部から持ち込まれたとみられる粘着テープのロールなどが残っていた。現金や預金通帳、カード類は居間の引き出しなどに手つかずのままだった。

少年は3月に県内の高校を卒業し、今月就職したばかり。事件の前日から三日間、勤務を休んでいた。事件当日の昼間現場近くをうろついていたという情報を県警がつかみ、少年を任意同行して取り調べたところ、「自分が首を絞めて殺した」と容疑を認めた。

事例8 中3男子生徒による強盗殺人事件

N市内でMさん（80歳）が、胸などから血を流して死亡していた事件で、捜査一課とN署は強盗殺人事件とみて捜査を始め、同市内に住む中学3年生の男子を強盗殺人の疑いで緊急逮捕した。

男子生徒は犯行を認めたとうえで、「小遣いが欲しかった。親からもらう分では足りなかった」などと話している。調べでは、男子生徒は明け方Mさん方から金を奪おうと、玄関のガラスに投石。驚いて玄関先に出てきたMさんの顔や首など十カ所を自宅から持ち出した文化包丁で刺し、Mさんをまもなく失血死させた疑い。Mさんが大声で戸外に飛び出したため、金を奪わずに逃走したという。

男子生徒は犯行後、血のついたシャツを部屋に置いたまま中学校に登校。授業を受けていた。

第2章 少年の属性に関すること

1 事件発生前の問題行動の経験

最近、「いきなり型」の非行が増えているといわれている。事件を起こす前、警察に補導や検挙された経験のない少年、あるいは、経験があっても比較的罪の小さい犯罪行為や不良行為しかしたことの少ない少年が、いきなり大きな事件を起こしてしまう傾向があるということであろう。そこで、本研究で取り上げた11名の少年が、補導や検挙された経験を持っているのか否かについてみる。

警察に補導・検挙されたことの全くない少年は11人中5名である。しかし、うち2名は、万引をしたことがあると取調べ官に言っており、他の3名についても、喫煙などの不良行為を経験している。警察に補導・検挙された経験のある者は残り6名であるが、どんな罪種で補導・検挙されたかをみると、万引やそれに類する程度の犯罪行為が主で、それより重い犯罪をした経験のあるものは3名であった。また、それぞれの少年が、警察で補導・検挙された回数は、ほとんどの者が2～3回であった。

以上のようにみえてくると、ほとんどの者が社会的逸脱行動を経験している。しかし、11人中8名は不良行為や万引などの比較的罪の軽い問題行動である。また、8事件中5事件は単独犯事件であり、5名の少年はほとんど非行グループとの交友は無く、多少の問題は見られていたが、周囲からはそれほど問題のある少年という見方はされていなかった。少年の一人が通学していた中学校の校長が、事件を起こした少年について「うちの生徒のようだが、まだ半信半疑だ。問題のない普通の生徒で、まさに青天のへきれきだ」とコメントしているくらいである。それに比べると、共犯事件を起こした6名は不良交友などの生活の乱れがみられた。しかし、他の非行等を繰り返している少年と比べれば、同等あるいはそれ以下の生活の乱れであり、6名の少年が起こした極めて重大な犯罪を起こすとは、周囲の誰もが予測していない。

2 家庭の状況

ここでは、保護者の養育態度と親や兄弟姉妹との関係についてみていくこととする。

(1) 保護者の養育態度

保護者の養育態度として、父親と母親双方、あるいは、いずれか一方に問題があったのではと事件担当警察官が指摘したのは、11名の少年のうち3名の保護者についてであった。他8名の保護者についても、詳細に検討していく

と、過保護や過干渉・溺愛、あるいは、少年の生活の乱れに対応できず子育てに自信を失ってしまっている、といったことなどを指摘できなくはないが、事件を担当した警察官が8名の少年の保護者の養育態度に対して抱いた感想は、「普通」という感想であった。

(2) 親や兄弟姉妹との関係

それぞれの少年と親や兄弟姉妹との関係についてみてみよう。

まず、「家族相互のコミュニケーション」をキーワードとして考えてみたい。少年を中心に考えたとき、父親と母親と双方に対して同程度にコミュニケーションがとられているというのが望ましい状態であるといえよう。もちろん、少年達は思春期を迎えているわけであるから、この成長段階にみられる反抗期にある。そのため、少年は家族、特に親との距離をとろうとするのは通常みられることである。しかし、この点を考慮しても、コミュニケーションが十分とは言えないケースが多い。特に、父親との関係に顕著に見られる。父親の過度の体罰や心を傷つけられるような叱り方などによって、反発を強めたり、父親に対して憎悪を抱いている少年もいた。その分、母親との距離を縮めて、母親との会話が多かったり、困ったときに相談をしたり、逆に、母親からみたとき、子供達の中で一番の相談相手だったり、頼れる子だったりして、「素直な子」「優しい子」という見方をしているケースもある。

両親相互の関係は、コミュニケーションがとられているとは言い難い。夫婦の不和が明確に認められない場合においても、コミュニケーションの不足が指摘できるケースの方が多かった。兄弟姉妹との関係については、コミュニケーションが良好なケースとそうでないケースとがあるが、どちらかというといわゆる「兄弟姉妹との仲が良い」というケースは少なかった。

次に、少年にとって「居心地の良い」家庭であったかどうか、あるいは、「自分のいる場所」を家庭に求められていたかどうかということについてみてみた。結論から先に言えば、否である。友達の家と比較して、自分の家庭の状態に不満を抱いていたり、自分のいる場所を家庭に見つけられず外へ求めている少年が多かった。

3 学校(職場)生活および友人関係

1 1名の少年の学校生活や友人関係についてみてみる。

(1) 学校(職場)生活

成績は、中位から下位の者がほとんどである。学校(職場)にも、あまり適応し

ていない。不登校や授業抜け出しなどを繰り返していた少年が多い。しかし、教師の指導に対して、反発するなどして生徒指導上学校から問題視されていた少年は、11名のうち3～4名である。なかには、「おとなしい生徒」「目立たない生徒」という評価を受けていた少年もいる。

(2) 友人関係

全体的にみると、誰とでもそれなりにつき合えて良好な友達関係を作っているという少年はほとんどいない。むしろ、全く友達がいないか、いてもごく少数の限られた友達だけ、というのがほとんどであり、友達関係を作るのが不得手である少年が多い。

4 まとめ

事件を起こした11名の少年について、少年が抱えている家庭や学校の問題を中心にみてきた。ここで、8つの事件を起こした少年像をまとめて論じるのは、それぞれの少年には固有の特性や家庭状況などがあることを考えると、適切性を欠く恐れがあることは否めない。しかし、あえて全体的にいえる少年像を言うならば、事件前にも何らかの社会的逸脱行動をしており、家庭や学校生活においても何らかの問題を抱えているということが言えよう。

ただ、こうしたことが、重大事件ともいえる8つの事件を起こした少年の特異的な少年像と言えるのかどうかということが疑問として浮かんでくる。極めて特異な問題を抱えていた少年は、11名のうち1名のみであった。他の10名の少年については、臨床的にみてきた他の非行少年の多くのケースにおいて、あるいは、一般の少年においてさえも、程度は様々ではあるが、ほぼ通常にみられる問題と大きな差がないように考えられるからである。

第3章 事件の原因・背景

ここでは、8つの事件について、少年が犯罪を犯した直接の動機や原因となった背景についてみていく。

1 直接の動機

犯罪を犯してもよいという理由には全くならないが、第3者的にみてある程度その犯罪を犯すにはそれなりの理由があったと了解できるのは、8事件中極めてわずかであった。他の事件については、少年がこれだけの重大犯罪を実行した理由として了解できるものは見当たらなかった。

8つの事件は、少年達が明確に意識していたかどうかは不明であるが、興味や好奇心、金銭欲求、あるいは、内的に発生した攻撃欲求を満たそうという動機に基づいてなされた行為ではないかと考えられる。しかも、あまりにも「短絡的」にこうした動機を実行してしまったところに問題がありそうである。

2 原因となった背景

少年達が犯罪を実行するまでの経過をみると、ある欲求が生じ、いとも簡単（短絡的）にそれを満たすための行動をしている、つまり犯罪を実行しているという印象を受ける。なぜそう見えるのだろうか。事件後、事情聴取にあたった警察官に対し、犯行の動機を語っているが、極めて自己中心的な動機を挙げ、そうした欲求のままに行動してしまい、躊躇やためらいがみられない、あるいは、みられたとしても簡単に切り捨ててしまっているように見えるからであろう。

こうした背景について、様々な視点からの分析が可能であるが、ここでは、少年と家庭や学校など彼らを取り巻く現実の生活場面との関係を視点として考えてみた。11人の多くは、家族とのコミュニケーションの不足や学校にあまり適応できていないことは先に述べた。そうした状況が、現実の生活場面が持つ枠組みの中に積極的に自分を当てはめていこうという意識を阻害し、「どうでもいい」というような感覚を生じさせているのではないかと考えられる。一般に、非行少年が、学校の卒業を間近に控え進路が決まると、生活も落ち着いてくることが多い。しかし、本事件の少年のうち数名は進学先が決まっていたにもかかわらず、事件を起こしてしまっており、「どうでもいい」という感覚を示す1つの証左といえよう。結局、せっかく決まっていた進路がダメになってしまったが、彼らはそうなることを予測していたのだろうか。非常に疑問が残る点ではある。

第4章 当該少年の規範意識

ここでは、事件を起こした少年達がどの程度の規範意識を有していたか、規範意識を形成する要因としてどんなことが考えられるのか、を述べる。

1 規範意識の有無

11名の少年は、どの程度の規範意識を有していたのだろうか。事件を起こす前、躊躇やためらいを感じたり、事件直後、自分の行った事件の重大さに気づき、精神的に混乱状態を示した少年もいた。事件後の警察での取調べに対しても、あまり反抗的な態度もなく、比較的素直に淡々とした態度で犯行の事実を語っていた少年が多かったようである。しかし、自分がこれからどんな罰を受けるのかといった心配を訴える言葉はあったが、良心の呵責を感じさせるような言葉や被害者やその家族の心情を配慮した感想などはあまり聞かれなかったということが、事件を担当した警察官から報告された。

規範意識について考えると、「～をすると罰せられる」といったような他律的な規範意識から、個人の内面化された道徳心や良心といったものに行動の判断基準を求める自律的な規範意識まで、いろいろな規範意識の水準が考えられる。前者を低次の規範意識、後者を高次の規範意識といえるのではないだろうか。このように考えると、11名の少年の多くは、低次の規範意識は有していたが、高次の規範意識を有していたとはいえないように推測できる。もちろん、警察での事情聴取において少年達が自分の心情などをどのくらい表現しようとしていたのか、あるいは、表現する力がどのくらいあるのかなどを、考慮しなくてはならないことではあるが。

2 規範意識の形成要因

ここでは、最近の少年非行の問題を取り上げるとき、よく使用される「キレル」という言葉をキーワードとして、規範意識の形成要因について考えていく。

「キレル」とは、何が切れるというのだろうか。一般には、ある葛藤を生じさせた事象に対して、耐えていた糸が切れるということだと考えられる。この意味においては、少年の耐性の強弱が問題となる。しかし、筆者は、もう少し推測を進めて、家庭や学校など少年が現在生活している場との関係が切れるというように考えられるのではないかと推測する。つまり、少年を中心に考えると、そうした場との関係が、脆く切れやすい関係しか作られていないと考えるのである。こうした関係は、少年に家庭や学校などその社会が持っている枠組みに合致した自己を表現しようという意識が培われるのを阻害する。本研究の序において、「規範は、すべて、それへの同調のチャンスを高めるようなサンクション（報酬と罰）を伴っている」と述

べたが、関係が希薄であればあるほど、その社会の規範のサンクションは価値を失い、内発的な自己の様々な欲求を満たすことに価値が出てくる。本事例研究対象者である11名の少年の多くは、家庭や学校生活との関係は「切れやすい」関係であったとみることができ、十分な規範意識が形成されていなかったのではないかと考えられるのではないだろうか。その結果、興味や好奇心、金銭欲求、あるいは、内的に発生した攻撃欲求を満たそうとする動機が最優先されて、重大な事件を起こしてしまったのではないかと考えられるのである。